住宅宿泊事業者の皆さまへ

平成30年（2018年）８月

長野県健康福祉部　食品・生活衛生課

１　住宅宿泊事業法及び長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例に基づく定期報告について

　住宅宿泊事業者は住宅宿泊事業法に基づき、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月の各15日までにそれぞれの月の前２月における下記①～④の事項を報告することとされています。

　これに加え、下記⑤については、「長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例」に基づき、届出住宅が所在する区域により、事業の実施が制限される期間があるため、その間に宿泊が行われていないか等を確認するため、報告をお願いするものです。

1. 届出住宅に人を宿泊させた日数
2. 宿泊者数
3. 延べ宿泊者数
4. 国籍別の宿泊者数の内訳
5. 届出住宅に人を宿泊させた日ごとの宿泊者数

２　定期報告の提出方法について

1. 民泊制度運営システムで届出をした事業者の方

・上記１の①～④については、原則、民泊制度運営システムを用いて入力を行ってください。

　　※例外として「住宅宿泊事業に係る定期報告（参考様式）」の提出も可能です。

・上記１の⑤については、「住宅宿泊事業宿泊者数報告書（様式第３号）」を郵送、ＦＡＸまたはメールにて、届出をした管轄の保健福祉事務所に提出してください。

1. 民泊制度運営システムを利用せず、紙媒体で届出をした事業者の方

・上記１の①～④については、「住宅宿泊事業に係る定期報告（参考様式）」を郵送、ＦＡＸまたはメールにて、届出をした管轄の保健福祉事務所に提出してください。

・上記１の⑤については、「住宅宿泊事業宿泊者数報告書（様式第３号）」を郵送、ＦＡＸまたはメールにて、届出をした管轄の保健福祉事務所に提出してください。

３　その他

　・定期報告（上記１の①～⑤）の方法等については、別添の「定期報告に係る留意事項」をご確認ください。

・「住宅宿泊事業に係る定期報告（参考様式）」及び「住宅宿泊事業宿泊者数報告書（様式第３号）」については、県のホームページに掲載していますのでご活用ください。

(ＵＲＬ) https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/seikatsu/minpaku-tetsuzuki.html

・民泊制度運営システムを一切利用せずに届出を行ったが、届出後にシステムを利用したい希望がある場合は、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて（℡　026-235-7153）ご連絡ください。

　　※システムを利用するうえでのメリットの例

　　　・システムを利用して報告を行うため、郵送料や電話料金がかからない。